■運転経歴証明書再交付申請手続案内

令和6年12月9日現在

再交付申請は紛失・盗難、汚損・破損だけに限られていましたが、住所・氏名等の記載事項変更の届出をした場合、写真を変更しようとする場合等にも再交付申請ができるようになりました。

また、ご本人が病気等で入院中、施設等で入所中など、窓口に来庁することができない場合には代理人による申請ができるようになりました。

受付場所	運転免許センター	警察署、分庁舎
受付曜日	月～金（土曜・日曜・祝日・振替休日・年末年始（12／29～1／3）は受付しません。）	
受付時間	午前10：30～11：30 午後　2：30～　3：30	午前8：30～12：00 午後1：00～　4：00
本人が申請する場合に必要なもの	○　申請手数料1，100円 ○　運転経歴証明書（汚破損、記載事項変更、写真変更などの場合） ○　身分証明書（住民票、マイナンバーカード等） ※コピーは不可。通称名の証明書は不可。	○　申請手数料1，100円 ○　申請用写真1枚 ○　運転経歴証明書（汚破損、記載事項変更、写真変更などの場合） ○　身分証明書（住民票、マイナンバーカード等） ※コピーは不可。通称名の証明書は不可。
交　　付	即日交付（約2時間）	後日交付（約2週間）
代理人の要件	諸事情により窓口に出向くことが困難な方は、代理人による申請ができます。 ○　本人の親族（3親等内の親族又は同居の親族）等 ○　施設等の職員（本人が入院又は介護施設に入所している場合）	
代理人が申請する場合に必要なもの	○　委任状（任意の様式） ○　代理人が親族である場合は、本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード等いずれか一つ） ○　代理人が施設等の職員である場合は、本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード 等いずれか一つ）及び施設等の職員であることを証明する書類、並びに申請者が施設等の入所により直接申請することが困難なことを証明する書類 ○　運転経歴証明書（汚破損、記載事項変更、写真変更などの場合） ○　運転免許証等（亡失・滅失）てん末書（紛失、盗難などの場合）（別添のとおり） ※紛失、盗難などの状況を本人が記載して、提出していただきます。詳しくはお問い合わせください。 ○　申請手数料1，100円 ○　申請用写真1枚	
そ の 他	★運転経歴証明書を再交付後に発見した場合は、速やかに発見した運転経歴証明書を返納してください。	

《注意事項》

◎　申請用写真～縦3cm、横2.4cm、6ヵ月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景で人物が鮮明なもの。
なお、医療上又は宗教上の理由がある場合は、顔の輪郭が分かる範囲で頭部を覆う医療用の帽子（つばのないもの）・かつら・ウィッグ・スカーフ等の使用を認めています。事前にご相談ください。

※運転経歴証明の写真は持参の写真を使用して作成します(複写)。免許センターは直写します(写真不要)。

■　運転経歴証明書記載事項変更案内

受付場所	運転免許センター	警察署、分庁舎
受付曜日	月～金（土曜・日曜・祝日・振替休日・年末年始（12／29～1／3）は受付しません。）	
受付時間	午前10：30～11：30　午後2：30～3：30	午前8：30～12：00　午後1：00～4：00
必要なもの	○　運転経歴証明書 ○　住所の変更は新住所がわかる住民票、マイナンバーカード、本人宛に届いた消印のある郵便物（提示） ○　氏名の変更は住民票、マイナンバーカード(提示)　※いずれも　コピー不可。通称名のものは不可。	
そ の 他	○　代理人申請をすることができます。ただし、委任状（任意の様式）と代理人の身分証明が必要です。 ○　代理人の要件は、運転経歴証明書申請及び再交付申請の代理人と同じです。 ○　代理人が親族である場合は、本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード等いずれか一つ）を提示していただきます。 ○　代理人が施設等の職員である場合は、本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード等いずれか一つ）及び施設等の職員であることを証明する書類、並びに申請者が施設等の入所により直接申請することが困難なことを証明する書類を提示していただきます。	

《注意事項》

◎　運転経歴証明書表面への変更事項の記載を希望される方は、再交付申請を行っていただくことになります。

問合せ先　奈良県警察本部交通部運転免許課　〒634－0007　奈良県橿原市葛本町120-3　　TEL　0744－22－5541　FAX　0744－22－5685